

令和7年4月23日

保護者各位

岐阜県立大垣工業高等学校（定時制課程）

校長 桐山 明宏

学校において予防すべき感染症への罹患による出席停止措置について（お願い）

若草の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動につきましてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「学校において予防すべき感染症」（下部一覧表参照）の証明につきましては、学校でお渡しする「学校感染症（第2・3種）報告書」（定時制ホームページ掲載）を保護者にご記入の上、学校へご提出いただくようお願いいたします。また、提出の際は、受診を証明できるもの（調剤説明書の写し等の日付、薬剤名、医療機関名が記載されたもの）を添付していただくようお願いいたします。

なお、感染症に罹患した場合は、医師の指示を守り、感染の恐れがある期間は登校を控えていただくようお願いいたします。

記

種類	病名	出席停止期間の基準 (※ただし、医師が伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
第2種	インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで